

1. 論点整理の方針

- 本会議では、地域単位で文化部活動を行うモデルについて引き続き検討。
 - 文部科学省「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（9月1日公表）（以降、文部科学省部活動改革案）で提案されている土日を分離させるモデルに限定せず、文化部活動の地域単位での実施全般について検討。
- 今後最終報告までに、モデル別に論点を整理。
 - 例：「安全・責任体制の構築」という論点は、主な活動場所が学校外となるモデル（地域の民間事業者（教室等）モデル、文化施設等におけるプログラム開催モデル 等）において重点的に検討されるべき。（中間報告で実施した取りまとめ方針を継続。図 1 参照）
- 本会議での検討内容を随時反映の上、最終報告へ取りまとめ予定。
 - 第 5 回でのご意見の集約を第 5 回検討論点に追記（7. 以降）。
 - 第 7 回では本日検討ができなかった論点及び再度検討すべき論点を扱う予定。

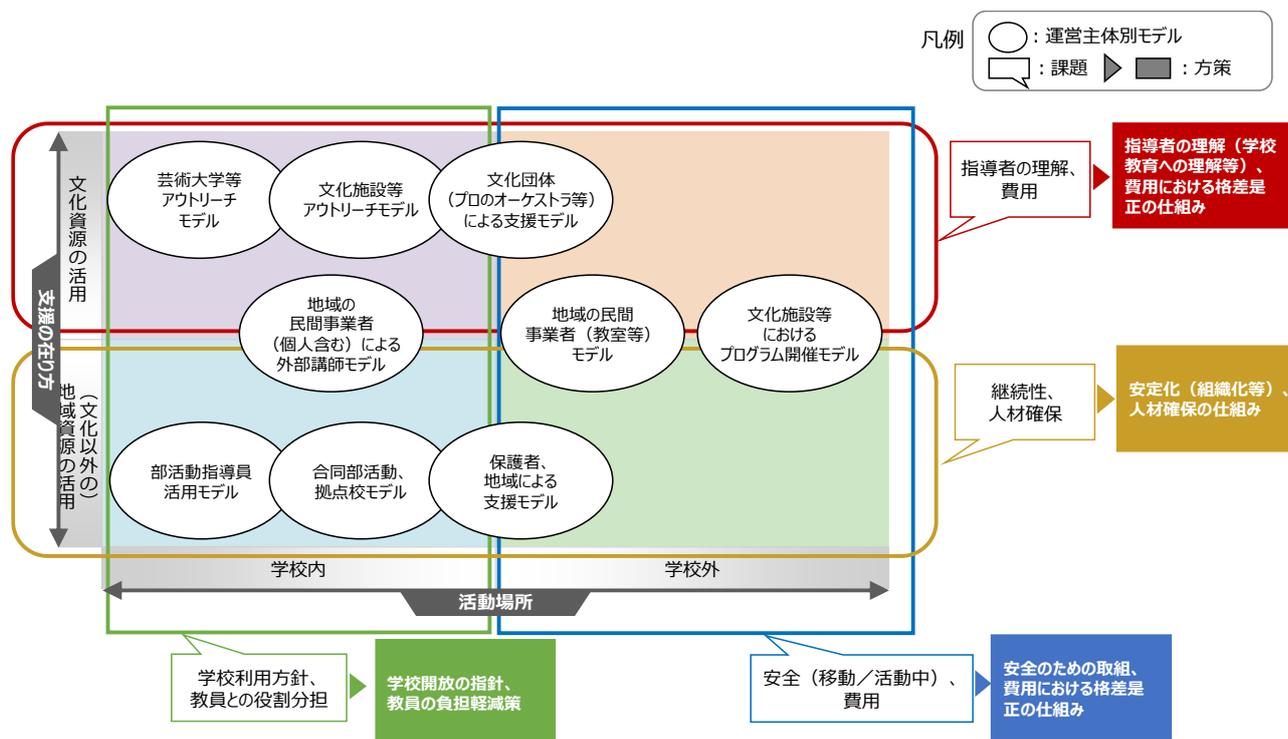


図 1 モデル整理イメージ (課題と解消方策の例) (中間報告より再掲)

2. 【再掲】学校、社会教育（教育委員会、社会教育施設）等の役割分担の検討

2.1 学校の責任の範囲、内容

地域単位での部活動（特に学校外と連携するケース）について、学校としての関与はどのようなものであるべきか。

- 部活動が学校外で実施される場合であっても、学校は一定の責任を持つべきではないか（そのための体制づくりが必要ではないか）。
 - その場合、どのような責任を、どの程度学校が持つべきか。
 - 教員の負担増につながらない学校の関与とは、どのような形態がありうるか。
- 地域での活動の場合、学校のみが責任を持つことは困難ではないか。
 - その場合、保護者、教育委員会等、関係者・組織がどのように関与することが望ましいか。

2.2 地域行政の関与（行政組織内の連携含む）

地域単位での文化部活動の実施には、地域行政の関与が必須となる。その一方で、公立の社会教育施設の一部は文化活動には開放されていない（特に大きな音が出る部活動）、部活動が社会教育施設を優先的に利用することができない等の実態が事例調査から明らかとなっている。

- 地域単位で文化部活動を行うにあたって、地域の行政がどのように関与すべきか。
 - 特に地域行政が学校、地域の団体等とどのように連携すべきか。
- 行政内における関係部局間の連携はどのように行われるべきか。

2.3 地域の関係者への普及啓発

従来、学校内で実施されてきた部活動は、教員によって管理監督され、活動経費が比較的安価に抑えられている等の特徴があった。しかしながら、地域単位で部活動を行う場合には、従来の部活動とは異なる特徴（管理監督者の設置、活動場所・時間、経費等における違い等）が生じることが予想され、それに対する教員、児童生徒、保護者、地域の人々の理解と向上が重要となるほか、従来の学校での部活動との「違い」を踏まえた上での普及啓発の方策を講ずる必要がある。

- 地域の関係者への普及啓発をどのように行うべきか。
 - （地域で部活動を行うことで生じる違いについて）どのような内容を理解いただく必要があるか。
 - どのような方策で普及啓発していくべきか。
- 地域単位の文化部活動の振興のため、地域の関係者の積極的な参画をどのように促すべきか。
 - 既存の部活動を地域移行する、新たな地域部活動を立ち上げる等の状況の違いに応じて、どのような地域の関係者に何を働きかける必要があるか。

3. 【再掲】安定性・継続性の確保

部活動は、学校教育と一体となっているという性質上、最低でも中学校3年間にわたって実施される必要がある。一方で、地域での文化活動は単年度の補助金・助成金等を主な財源としている場合が一定程度あり、地域単位での文化部活動を実施する場合には、その活動の安定性・継続性をどのように確保するかが課題となる（なお、事例インタビューにおいて、企業等に活動支援を求める場合には、企業等の利益追求とのバランスをとる必要が指摘されている）。また、保護者、任意団体等、法人化されていない組織・団体が活動主体となる場合には、活動における責任や協力体制等をどのように構築・維持するかが重要となる。

- 活動を複数年にわたって安定・継続的に行うためにはどのような条件が必要か。
 - 団体の体制、活動場所、財源確保、指導者確保 等
- 安定性・継続性を確保するための組織体制、財源の在り方とはどのようなものか。
- 企業等に活動支援を依頼する場合、どのような連携方策が有効か。その場合にどのような点に留意すべきか。

4. 安全・責任体制の構築

主な活動場所が学校外となる場合、学校内の安全な環境とは異なる課題が生じる可能性がある（交通、施設設備、治安等）。また、学校外で活動する場合や教員以外の人間が関与するモデルの場合、生徒が安心して活動することができる環境を構築することが重要となるが、どのようにそうした環境を構築すべきかをあらかじめ検討しなければならない。また、活動の中でトラブルが生じた際、学校の中では学校長をはじめとする教職員が責任をもって対応するが、地域単位での部活動を行う場合に責任の所在があいまいになる可能性がある。

- 地域単位の文化部活動において、安全が課題となるのはどのような場合か。
 - 主な活動場所が（生徒の在籍する）学校以外の場所である場合 等
- 地域単位の部活動において、どのような安全上の課題があるか。
 - 交通、施設設備、治安 等
- 安全な環境を確保するために、どのような方策が求められるか。
- 地域単位での部活動において、どのような責任体制を構築すべきか。

5. 教員及び生徒の部活動負担軽減

5.1 教員の部活動負担軽減

教員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現することが求められている（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）。国では「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、さらに文部科学省部活動改革案も公表し、部活動の地域単位での取組を早期実現していくこととしている。その一方で、本会議では、学校現場では部活動指導について共通した考え方が広まっていない段階であり、部活動の地域移行により教員の部活動負担がさらに増加する可能性について指摘されている。

- 子供への教育という観点から、部活動はどのような役割を、どの程度果たすべきか。
 - 文化部活動についても、一部過度な負担が指摘されている。従来の部活動についても、在り方を見直すべきではないか。
 - ◇ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等のガイドラインを現場に浸透させ、ガイドラインに基づく改革を徹底していくこと等も有効ではないか。
 - 部活動指導を通じた生徒指導の重要性が教員から指摘されている。地域移行時にどのように捉えるべきか。
- 教員の部活動負担軽減のために、どのようなことを行うべきか。
 - 地域部活動という受け皿を設置するだけでは、教員の部活動負担軽減に必ずしもつながっていないと考えられる。
 - 本会議では、教員の働き方の現状を学校外関係者と共有すること、保護者や生徒の意識の変化を促していくこと、教員間の考え方の違いを認めた上で学校内で部活動の在り方についての共通した考えを醸成していく必要性等が挙げられている。
- 地域単位の部活動に、教員はどのように関与すべきか。
- 地域単位の部活動により教員へ過度な負担が発生しないよう、どのようなことに配慮すべきか。

5.2 生徒の部活動負担軽減

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、教員だけでなく、生徒の部活動負担についても緩和していく必要があるとされている。また、多様な文化活動を体験したいという生徒のニーズに応え、今後学校外と連携して多様な活動メニューを用意していくことも検討される。その一方で、本会議では、部活動に長時間打ち込みたいと考えている生徒がいる現状対しても、配慮すべきであるという指摘がなされている。

- 子供の成長を促すという観点から、部活動はどのような役割を果たすべきか。
 - その役割と照らし合わせて、適切な部活動の在り方を考えるべきではないか。（全生徒に部活動加入を強制する、体調に悪影響を及ぼすほどの厳しい練習を求める、放課後や土日に長時間の活動をせざるをえない等の慣習は改められるべきものとして指摘すべきではないか。）
- 生徒に多様な文化活動を提供するために、学校及び地域はどのように連携して地域単位の部活動を実現していくべきか。
 - 従来の部活動のようにひとつの活動だけを行うのではなく、日によって異なる活動を行う部活動、ひとつのジャンルに留まらない新しい表現活動に取り組む部活動等、多様な文化部活動を促していくことも有効ではないか。
- 部活動に熱心に取り組み、長い時間注力したいと考えている生徒にはどのように対応すべきか。

6. 活動経費の負担の在り方、確保の方策

従来の部活動は学校内で、教員が主な指導を行っていたことから、比較的安価な経費で文化活動を行うことができていた。しかしながら地域単位で部活動を行う場合、個々の生徒の家庭に相当程度の活動経費負担が発生する可能性がある。またその結果として、家庭の経済環境が生徒の文化活動の体験度合いに深刻な影響を与える可能性がある。

- 地域単位の文化部活動において、どのような経費負担がありうるか。
 - 参加者負担が最も現実的であると考えられるが、どの程度の経費負担が適切か（個人の習い事との境界線を示すべきではないか）。
 - 一般的に、経費は活動内容やレベルと関係が深いと考えられる。地域単位の文化部活動として適切な活動とはどのようなものか（例：プロフェッショナル育成そのものの活動ではなく、プロフェッショナルの世界への入り口となるような活動 等）。
 - 一部分野では営利目的の運営主体による活動提供が盛んに行われており、重要な役割を果たしている。本会議においてはその経費負担の在り方も検討すべきではないか。
 - 活動経費を低減するために、学校施設・設備、行政が保有する文化施設・設備、その他活用できる資源はないか。どのような条件なら利用可能か。
- 家庭の経済環境が不適切な格差につながらないような、地域単位の文化部活動の在り方とはどのようなものか。

7. 【第5回検討済】部活動の意義と部活動の地域移行の関係性

● 第5回ご意見

- ・ 地域移行モデルにおいて、学校はどのように関与するのか。主な活動場所が学校内であるモデルでは学校の関与の在り方は比較的明確である。
- ・ 文部科学省部活動改革案で提案された土日の部活動について、土日も学校教育の一環として行うのか。
- ・ 早期に地域移行可能な部活動は、技術指導を中心とした部活動ではないか。
- ・ 文部科学省部活動改革案が出たことにより、学校教育と学校外の接続についてより丁寧に整理が必要となる。
- ・ 教員の負担軽減だけでなく、生徒の多忙も深刻な課題ではないか。
- ・ 営利企業によるプログラム提供は、美術のような分野では盛んな状況である。この場合、家庭の経済格差が体験の格差につながる可能性がある。営利目的のプログラム提供の在り方についても、本事業内で検討すべき。
- ・ 企業が関与する事例は、大規模自治体による民間委託のような予算規模が大きなものになりがちである。
- ・ 生徒の視点からは、部活動の提供者が学校であろうと地域であろうと変わらない。主な活動場所や運営主体の違いに左右されずに議論すべき。
- ・ 部活動の種目や規模、目的、活動実態に応じて部活動の性質が大きく異なる。一律での地域移行を議論すべきではない。現状を踏まえた議論が必要。
- ・ 最終的な到達点は部活動に限らず生徒の文化体験を豊かにしていくことである。この観点では、自治体に基盤となる文化政策がないことが課題となる。
- ・ 地域移行には、部活動のねらいや目的が深く関与する。地域移行の目的を明確にして議論すべき。

- ・ 地域移行の検討プロセスには、「情報の共有」と「思いの共有」が重要。学校教員の実態は地域や民間企業、保護者にも知られていない。一方、部活動のねらいや目的を部活動顧問だけが持っており、生徒に伝わっていないというケースもある。こうしたことがないようにしなければならない。
- ・ 教員の関与については、部活動の地域移行だけではなく、地域移行された部活動からのフィードバックを教育課程内の芸術科目の指導に反映するなど、教育課程における地域連携も促進する視点が必要。

7.1 部活動の意義

中間報告時点では、従来、部活動が担ってきた教育的意義について、地域単位での実施（特に地域移行）においても引き続き重視・配慮されるべき点を議論した（図 2）。一方、事例調査では地域において学校外の関係者が部活動を主導する場合には、部活動が持つ教育的意義を全て実現することは困難である可能性が示唆されている。

- 地域単位での部活動実施において、必ず実現されるべき部活動の意義とは何か。
 - 厳しすぎる練習や不適切な指導方法等、実施してはならない事項についても具体的に例示してはどうか。
- 部活動の意義を継続的に実現するために、必要な体制、人員等は何か。

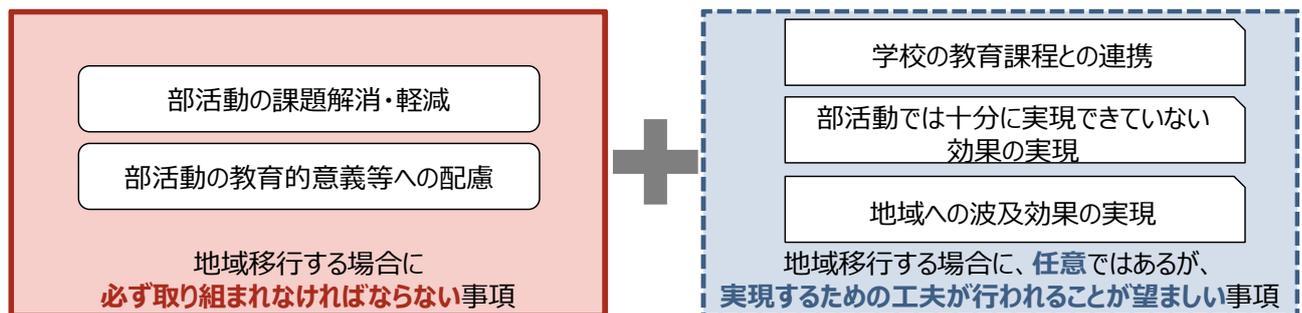


図 2 文化部活動の地域移行の基本的方針（中間報告より再掲）

7.2 段階的な地域移行の在り方

文化部活動の地域移行においては、全ての部活動をそのまま一律に地域移行することは難しいと考えられる。そのため、学校内における文化部活動の目的、意義、役割等を再検討するとともに、文化部活動の練習方法や活動時間帯等に応じた地域移行の在り方を示す必要がある（中間報告では、地域移行の仮想例を掲示）。

- 地域単位での実施方法をさらに分類してはどうか（例：学校内において学校外関係者が関与、学校同士が連携、学校内と学校外の関係者が連携、学校外の関係者が主導 等）。
- 文化部活動の地域移行における検討プロセスの在り方を整理してはどうか。
- 地域単位での実施において、地域における文化資源等の状況はどのように関係するか。
 - ICT 等を活用した遠隔地連携も可能であるが、どのような活用がありうるか。
 - 地域に存在する芸術系の中等教育機関（芸術系高校等）・高等教育機関による連携・協力の可能性について検討すべきではないか。
- 早期に地域移行すべき、または早期に移行可能な部活動とはどのようなものか。

全ての文化部活動を一律に地域移行するのではなく、学校や部活動、地域の受け皿等に応じた取組が必要。

| | A学校（吹奏楽部、美術部等） 部活動指導員活用、地域移行、 現状維持を組み合わせる取組例 | B学校（吹奏楽部、合唱部、美術部等） 学校間連携、現状維持を 組み合わせる取組例 |
|------------|--|--|
| 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 吹奏楽部の強豪校として有名だが、指導経験豊富な教員が退職。 茶道に興味を持つ生徒がいるが、学校内に茶道ができる道具や設備がないため、部活動として活動できない。 | <ul style="list-style-type: none"> 吹奏楽部について、入部人数が減少し、活動の維持が困難になる。 合唱部の強豪校として有名であり、卒業生が教員として赴任するなど、経験豊富な教員が継続的に顧問として就任している。 |
| 地域単位の取組の一例 | <ul style="list-style-type: none"> 吹奏楽部については、退職した元顧問を部活動指導員として登用し、学校内で活動を継続。 茶道の道具・施設を持つ地域の社会教育施設が学校と連携し、生徒向けに茶道のプログラムを創設。 美術部等その他の文化部活動については、従来通り活動。 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣校と連携し、複数学校の生徒が参加する学校間連携の吹奏楽部を創設。 合唱部、美術部等その他の文化部活動については、従来通り活動。 |

学校と部活動の現状・課題に応じて、多様な取組のパターンが考えられる。

図 3 地域単位での文化部活動（文化芸術活動）の取組パターン例（中間報告より再掲）

7.3 地域単位での部活動への教員の関与

地域単位での部活動（特に学校外と連携するケース）については、教員がどのように関与すべきか、その在り方についての考え方を整理するべきはないか。

- 教員の部活動への関与の在り方を検討する上で、考慮すべき論点とは何か（例：教員の負担軽減、学校長のリーダーシップ 等）。
 - 教員は、生徒の成長を適切に評価するため、学校外が主導する部活動であっても生徒の活動の様子を一定程度把握すべきと考えられるが、どのような把握方法が望ましいか。
- 教員は学校外の関係者等が主導する部活動にどの程度関与すべきか。

8. 【第5回検討済】地域での文化部活動を担う人材確保、育成の方策

● 第5回ご意見

- ・ 主な活動場所が学校内なのか学校外なのかによって、求められる人材像も異なる。
- ・ 主な活動場所が学校外である場合や、地域の人材が主導する場合においても、部活動である限りは学校の部活動についての理解を有していない人材が関与することで生徒に混乱が生じる可能性がある。学校現場の課題を一定程度理解した人材であること、体罰やハラスメント等の被害を生徒に与えない、そうした環境を防止することができる人材であることが求められる。そのためには、学校と地域が共通理解を持ち、連携することがどのモデルにおいても必要である。
- ・ 地域が主導するタイプのモデル（活動場所は問わない）では、学校と地域をつなぐ役割のコーディネータが重要となる。
- ・ コーディネータ育成プロセスが現在は確立されていない状況である。すでに地域や学校についての知識を有している人材の活用も検討すべき。（例：退職教員 等）

- ・ コーディネータを育成するための新しいプロセスも求められる。その際には、現在の慣習にとられない人材育成が必要となる。
- ・ 持続的かつ安定的に地域人材を活用するためには、部活動指導に係る資格認定制度の新規創設が必要ではないか（現行の大学における教委に要請課程では、部活動指導に係る科目は必修化されていない）。
- ・ どのモデルにおいても、生徒と相当長い時間を過ごすことになり、生徒の SOS や声を必要に応じて学校と共有し、連携しなければならない場面が出てくる。技術的指導力が可能なこと、平日の夕方以降や土日の時間帯を部活動に充てられること、生徒とうまく接することができることなど、全ての条件を備えた人材を求めることは現実的ではない。最低限の条件として、生徒を見守る能力・スキルを持つ人材としてはどうか。この場合には、見守りを中心とするモデルがあってもよいと考える。
- ・ 地域と学校の連携をすでに担っている人材（地域学校協働活動等）が存在している。こうした既存の人材を文化部活動においても活用することを検討してはどうか。
- ・ 指導者、コーディネータだけでなく、最終的な責任の所在となる人材も明らかにしなければならない。
- ・ 人材の役割別に機能を整理し、最終報告書に書き込むべき。
- ・ 活動の質を担保するため、教育委員会が所管する指導者等のライセンス方式が有効ではないか。

8.1 求められる人材像

部活動では中学生等を中心とする子供との継続的な関係構築が必要となる。そのため、関与する人材には一定の経験、知識、人格等が総合的に求められることが有識者及び事例調査でのインタビューより指摘されている。例えば、既存事例では、地域の退職教員の活用等の取組が見受けられる。

また、指導・管理監督者としての役割だけではなく、地域で部活動を支援する主体と学校とをつなぐコーディネータ的役割の人材の必要性も事例調査において多数指摘された。

- 地域単位での文化部活動に関与する人材には、どのような能力・スキル、経験、人格等が求められるか。
 - 指導者、管理監督者、コーディネータ等の役割別に必要な能力等が異なることが想定されるため、それぞれに求められる人材像を示すべきではないか。
 - 特に学校と地域をつなぐための能力・スキル等は習得に時間がかかるものであるため、すでにそうした能力・スキル等を所有している人材（地域に在住する退職教員等）を活用すべきではないか。
- 求められる人材を確保するためには、どのような仕組みが必要か（例：地域の人材を発掘するための仕組み、資格認定制度・講習会等）。

8.2 人材育成方策

地域によっては、8.1 の人材が十分に確保できない可能性がある。また、人材が存在していたとしても、その知識やスキルを育成・更新していく必要がある。

- 活動の特性や地域資源を踏まえて、継続的に人材を確保できる仕組みが必要ではないか。
- 人材育成のためのプログラム・研修等の在り方を示すべきではないか。その際、少なくとも以下の観点を検討すべきではないか。
 - ▶ プログラム・研修等の提供主体（例：音楽文化創造、日本マーチングバンド協会 等）
 - ▶ プログラム・研修等の内容（教育関連法規、生徒指導に係る知識・スキル、ハラスメント防止、危機管理等）
 - ▶ 認証・認定の仕組み、普及啓発の方策
- 既存の人材育成プログラム等を活用する可能性を検討してはどうか。また、既存の人材育成プログラムの事例を分析し、地域単位での部活動実施にあたってさらに充実させるべき要素等を提言してはどうか。

9. 【第5回検討済】学校施設設備の開放の方針

● 第5回ご意見

- ・ 現在、学校外利用者が学校施設を利用する場合、鍵の扱い等管理実態は相当に曖昧である。文化部活動の地域移行が進む場合、整理が必要であると考えられる。ただし、整理は段階的に行っていかなければならない。
- ・ 学校と利用者の二者だけが関与するのではなく、運営組織を別途設けるべきである。
- ・ 文化部活動の性質上、学校内の奥まった場所にある教室等を利用するケースが多くなると考えられる。外部利用者がその場所へどのようなルートを通って到達するのかなど、運動部活動とは異なる検討が必要となる。
- ・ トラブル防止にのみ注力すると施設開放は進まない。開放に伴うトラブルへの対応は十分に行われるべきであるが、同時に、施設開放の促進、教員の負担軽減等も考慮すべき。
- ・ 営利団体の利用を一律に禁止すべきではない。一方、そうした判断を学校長が独自に行うことは難しいため、学校設置者（教育委員会等）が判断に関与すべき。

(以上)